**咲洲庁舎における昼休み（休憩時間）の柔軟な設定について（提案）**

**１　提案理由**

咲洲庁舎において、昼休みにエレベーター利用が集中することなどから、通常の休憩時間帯に加え、新たな休憩時間帯を設定して職員が昼休みを有効に利用できるようにするものとする。

**２　提案内容**

(1)対象職員

・咲洲庁舎に勤務する職員のうち、公務の運営上の事情により支障が生じる職員を除き、休憩時間の変更の申し出があった職員。

(２)昼休み（休憩時間）のパターン

　　通常の休憩時間　　午後０時１５分から午後１時まで

　【追加】

　　①休憩時間　　午後０時から午後０時４５分まで

　　②休憩時間　　午後０時３０分から午後１時１５分まで

(３)昼休み（休憩時間）の設定手続き

ア　所属長又は直接監督責任者は、所属職員について、システムによる勤務パターン（職員に割振られる正規の勤務時間による勤務形態をいう。）の登録によりこれを指定し、所属職員に周知するものとする。

イ　休憩時間の指定は、概ね1 月以上の期間について行うものとする。

**３　実施時期**

　　平成29年１０月１日

**４　協議期限**

　　平成２９年９月２５日